

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部生活支援課）……………一
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………二
- 白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………二
- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………（生活文化局計量検定所検査課）……………三
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………三
- 市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………六
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）……………九
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一〇
- 知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全部業務課）……………一〇
- 平成二十五年東京都告示第七百三十号（東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画）の一部改正……………（産業労働局農林水産部水産課）……………二
- 平成二十五年東京都告示第九百四十一号（東京都道路占用規則による徴収単

価）の廃止……………（建設局道路管理部監察指導課）……………二

○東京都道路占用規則による徴収単価……………（同）……………二

○港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三

規則（公）

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………三

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………五

規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則（平成二十年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改め、「第七十七条第二項」の下に「第七十八条の二第一項」を加え、「及び第八十一条」を「並びに第八十一条」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第九十七号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(三)中ア及びイを削り、ウをアとし、エからカまでをイからエまでとし、キを削り、クをオとする。

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第九十八号

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則(昭和五十三年東京都規則第一百十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一白鬚東共同利用工場施設の項中「四三、〇〇〇円」を「四一、九〇〇円」に、「六五、六〇〇円」を「六三、九〇〇円」に、

八号室、九号室及び一 一号室から 一四号室ま で	一室一月につき	一一、五〇〇円
一六号室、 一七号室及 び一九号室	一室一月につき	三二、三〇〇円

を

から二三号
室まで

八号室、九 号室、一一 号室、一二 号室及び一 四号室	一室一月につき	一一、〇〇〇円
一七号室及 び一九号室 から二三号 室まで	一室一月につき	三二、四〇〇円

に、

「一三五、五〇〇円」を「一三一、九〇〇円」に、「一六九、九〇〇円」を「一六五、四〇〇円」に、「三五〇、一〇〇円」を「三四〇、九〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同表白鬚共同利用工場施設の項中「一一五、九〇〇円」を「一一五、八〇〇円」に、「八八、一〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、

一〇八号室	一室一月につき	三〇、八〇〇円
一〇九号室	一室一月につき	一〇二、五〇〇円

を

「一〇九号室 一室一月につき 一〇二、四〇〇円」に、「二九、六〇〇円」を「二九、五〇〇円」に、「一四九、〇〇〇円」を「一四八、八〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六二、〇〇〇円」に、

一一一号室	一室一月につき	四〇、七〇〇円
一二四号室	一室一月につき	九三、五〇〇円

を

「一二四号室 一室一月につき 九三、四〇〇円」に、「四〇、五〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に、「三一、九〇〇円」を「三一、八〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則別表第一の規定は、平成二十六年七月一日以後の使用に係る貸付料について適用し、同年六月三十日以前の使用に係る貸付料については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第九百五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 小平市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十六年八月四日から同月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- (二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第九百五十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 立川市、武蔵野市、小平市及び西東京市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十六年八月一日から同月二十九日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関
の名称

●東京都告示第九百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 練馬区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）
- 三 検査期日 平成二十六年八月一日から同月二十九日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第九百五十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ランドパーク

(二) 代表者氏名 代表取締役 新井 良一

(三) 主たる事務 杉並区下高井戸二丁目十番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(10)第三九〇五七号

(五) 免許年月日 平成二十五年五月三十日

二 処分年月日 平成二十六年六月十三日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社フロムファースト

(二) 代表者氏名 代表取締役 新井 和志

(三) 主たる事務 渋谷区東三丁目十六番九号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八四七二三号

(五) 免許年月日 平成二十二年七月二十二日

二 処分年月日 平成二十六年六月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社レックス・パートナーズ

(二) 代表者氏名 代表取締役 新井 和志

(三) 主たる事務 渋谷区東三丁目十六番九号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八四七二三号

(五) 免許年月日 平成二十二年七月二十二日

二 処分年月日 平成二十六年六月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

(二) 代表者氏名 代表取締役 小林 勝則

(三) 主たる事務 新宿区北新宿一丁目十七番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一〇二二号

(五) 免許年月日 平成二十一年十月十六日

二 処分年月日 平成二十六年六月十一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 興栄不動産

(二) 代表者氏名 濱添 三夫

(三) 主たる事務 世田谷区等々力三丁目二十一番二十二号

(四) 免許証番号 東京都知事(13)第一八六六二号

(五) 免許年月日 平成二十五年三月二十二日

二 処分年月日 平成二十六年六月十一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 宏和リアルエステート株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 長野 哲士

(三) 主たる事務 新宿区新宿二丁目十一番十二号

(四) 免許証番号 東京都知事(12)第二二六〇五号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社エヌ・ティ・エス

(二) 代表者氏名 代表取締役 熊谷 秀克

(三) 主たる事務 中野区本町四丁目四十四番十五号

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第六三〇四〇号

(五) 免許年月日 平成二十五年七月十七日

二 処分年月日 平成二十六年六月十一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社四葉ビル

(二) 代表者氏名 代表取締役 中野 孝昭

(三) 主たる事務 豊島区東池袋三丁目一番四一九二〇号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一九四二二号

(五) 免許年月日 平成二十二年七月十六日

二 処分年月日 平成二十六年六月十二日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社トップブレイン</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 平岡 祐介</p> <p>(三) 主たる事務 港区芝五丁目二十九番十八号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二〇二二二号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十二年八月六日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 日本フレックス株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 松村 直樹</p> <p>(三) 主たる事務 渋谷区神宮前四丁目十五番十六号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七五二五二二五二号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年五月二十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社良栄プロジェクト</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 藤沼 まゆみ</p> <p>(三) 主たる事務 立川市西砂町二丁目五十一番地の二</p>
<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社ハウスマネジメント</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 啓司</p> <p>(三) 主たる事務 渋谷区渋谷三丁目十五番二二号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三三三〇号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十三年十月二十八日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十四日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社明倫</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 中田 茂</p> <p>(三) 主たる事務 調布市八雲台二丁目一番地十二</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第二四七一一号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年五月二十五日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 コンチネンタル・プランニング株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 池戸 潤浩</p> <p>(三) 主たる事務 渋谷区道玄坂二丁目十番十二号 七階</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六一〇三号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十三年七月七日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>
<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社アースランドビレッジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 木村 勝治</p> <p>(三) 主たる事務 足立区千住大川町十八番一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九三四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年六月十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十六年六月十一日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年七月七日から同年八月五日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第九百五十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号 株式会社グラウンズウェル

(二) 代表者氏名 代表取締役 町田 后史

(三) 主たる事務 所 所在地 渋谷区神宮前六丁目十三番四号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九〇七二三号

(五) 免許年月日 平成二十一年七月十日

二 処分年月日 平成二十六年六月二十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第九百五十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき大井町西地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第九百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区日本橋二丁目七番一から同番 平成二十六年六月三日

十まで、同番十二、同番十三、同番 十五、同番十六、同番十八、同番二十

二から同番二十四まで、同番二十六、同番三十四から同番三十九まで、

同番五十六、八番一、同番三から同 番五まで、同番十六及び同番十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百五十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート (6号棟)	港区南青山1-3	40.7	3	40,400	156,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (14号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	73,500
一般都営	中層耐火	西大久保アパート (1号棟)	新宿区大久保3-13	48.1	1	42,300	70,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,800	47,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	47,500
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,400	62,400
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,300	57,900
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート (9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	41,400	69,500
一般都営	高層耐火	文化一丁目アパート (35号棟)	墨田区文化1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	文化一丁目アパート (36号棟)	墨田区文化1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,900	49,600
一般都営	高層耐火	白蠟東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	白蠟東アパート (3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	69,000
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (1号棟)	江東区豊洲4-3	36.4	1	29,100	47,300
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (7号棟)	江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	50,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,300	40,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	28,000	42,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	3	34,800	50,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (39号棟)	江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (45号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (47号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (70号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (76号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (81号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	2	26,500	42,000
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (89号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	43,000	68,900
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	31,600
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	2	30,300	49,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	30,300	48,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,500	44,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	34,900

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	42,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,200
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	49,700
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,300
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (2号棟)	世田谷区梅丘1-36	39.0	1	32,300	62,700
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (4号棟)	世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,900	84,400
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート (7号棟)	世田谷区赤堤3-1	55.9	1	48,700	107,600
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (5号棟)	世田谷区代田1-10	39.0	1	32,600	64,100
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,700	64,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-2号棟)	渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	73,100
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (54-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,300	49,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	3	32,400	76,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,300	43,900
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,100	56,500
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,400	49,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	46,100	81,600
一般都営	中層耐火	赤羽西六丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西6-3	39.0	1	31,100	41,700
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,700	46,200
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,400	52,900
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート (8号棟)	北区田端新町1-18	33.4	1	25,700	43,300
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (6号棟)	北区浮間3-4	34.3	1	26,300	46,300
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (10号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	43,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,900	42,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,700	48,000
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート (2号棟)	北区赤羽南2-7	33.4	1	25,800	40,700
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (6号棟)	北区赤羽西5-6	36.4	1	28,300	44,500
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,300	50,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	2	41,400	71,700
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート (20号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	26,200	32,500
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	39,100
一般都営	中層耐火	荒川一丁目アパート (12号棟)	荒川区荒川1-53	39.0	1	27,700	55,900
一般都営	高層耐火	坂下二丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,900	45,200

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(4号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(15号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	29,000	38,800
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(4号棟)	板橋区前野町5-18	59.6	1	46,400	82,400
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,900	70,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	67,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート(1号棟)	足立区島根2-29	51.0	1	37,000	58,300
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	38,000	69,500
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(3号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	30,300	46,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(12号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	新田一丁目アパート(10号棟)	足立区新田1-14	33.4	1	22,600	31,800
一般都営	中層耐火	西新井第3アパート(3号棟)	足立区西新井本町3-4	37.3	1	25,200	39,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(2号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	41,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	41,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(14号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(15号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	36,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,600	40,800
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	37,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	51.0	1	36,600	55,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-4	39.0	1	28,200	45,400
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(5号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,500	56,500
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,700	75,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	67,600
一般都営	中層耐火	上千葉アパート(3号棟)	葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,200	84,300
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(6号棟)	葛飾区柴又3-17	51.0	1	37,600	63,800
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(8号棟)	葛飾区柴又3-17	43.6	1	32,100	54,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	60,700
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(7号棟)	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	38,100	53,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,200
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(4号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,700	81,400
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	38,000	65,000
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	36,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	7	25,600	43,600
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	65,900
一般都営	高層耐火	宇喜町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,700	65,100
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(2号棟)	八王子市大谷町45	39.0	1	19,000	36,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9	62.1	1	35,900	69,100
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(3号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,900	64,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	72,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	48,200	94,200
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(3号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	71,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	71,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)	調布市富士見町4-14	62.1	1	38,200	85,500
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(1号棟)	調布市深大寺町8-24	51.0	1	31,500	73,400
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(2号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,700	87,800
一般都営	高層耐火	金森第6アパート(4号棟)	町田市金森7-18	50.1	1	33,000	69,200
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(3号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬152-2	55.9	2	31,600	61,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	志生二丁目アパート (1号棟)		町田市志生2-26	51.0	1	27,600	50,000
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (2号棟)		町田市山崎町840	55.9	1	29,700	51,600
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (5号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)		町田市相原町3190	55.9	2	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (8号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (21号棟)		小金井市東町4-30	62.1	1	40,500	93,700
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (2号棟)		日野市平山4-20	37.3	1	16,900	33,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (9号棟)		日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (10号棟)		日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (12号棟)		日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (14号棟)		国立市北3-22	48.1	1	27,400	57,600
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (17号棟)		西東京市南町1-2	48.1	1	28,800	63,500
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (1号棟)		西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	77,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (2号棟)		西東京市南町3-23	59.6	1	38,200	84,900
一般都営	中層耐火	田無木町七丁目アパート (20号棟)		西東京市田無町7-12	56.8	1	34,200	72,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (11号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (21号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (43号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (6号棟)		清瀬市竹丘1-7	55.9	1	31,500	61,700
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (3号棟)		清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,500	57,900
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート (1号棟)		清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	71,600
一般都営	中層耐火	八幡町第2アパート (1号棟)		東久留米市下里1-4	41.7	1	22,100	41,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-4号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-8号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-4号棟)		多摩市諏訪4-1	36.4	1	17,000	30,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-2-10号棟)		多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地 (3-1-2号棟)		多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-1-8号棟)		多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-4-4号棟)		多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-7-2号棟)		多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	32,300

●東京都告示第九百五十八号
 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三
 条第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年七
 月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定によ
 り告示する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料	
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	38,200
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	2	25,700
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(9号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(2号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-65	46.6	1	36,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	小豆沢二丁目アパート(19号棟)	板橋区小豆沢2-11	36.2	1	26,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	23,000

●東京都告示第九百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による 平成二十六年六月十日 稲城市大字押立字上関四百三十一番の一路、同番一地区、同番一地区並びに四百十四番、四百十五番、四百四十一番、四百四十四番、四百四十五番一、同番四、四百五十五番一、同番三から同番五まで、四百六十一番から四百六十四番まで、四百六十七番、四百六十八番及び四百七十五番の二の各一部

●東京都告示第九百六十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛添 要一

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一(三・四)ジメトキシフェニル一ニ

一(エチルアミノ)ペンタン一オン(通称D L-四六六二)及びその塩類

(二) 化学名 一(四)メトキシフェニル一ニ(ピロリジン一ニール)ヘプタン一オン

(通称名四M e O - a - P H P P)及びその塩類

(三) 化学名 一フェニル一ニ(ピロリジン一ニール)ヘキサン一オン(通称名a - P H P)及びその塩類

(四) 化学名 一(ベンゾフラン一ニール)一ニメチルプロパン一ニアミン(通称名二M A P B)及びその塩類

(五) 化学名 一(四)クロロフェニル)プロパン一ニアミン(通称名四C I - A M P)及びその塩類

(六) 化学名 「一(一)メチルアゼパン一ニール」一H一インドール一ニール」(ナフタレニ一ニール)メタノン(通称名A M - 二二〇アゼパン異性体)及びその塩類

(七) 化学名 (ニールードフェニル) ー(ー(ーメチル

ルアゼバンー三ーイル) ー(ーHーイインドール

ー三ーイル)メタノン(通称名AMー二二三

三 アゼパン異性体)及びその塩類

(八) 化学名 Nー(ナフタレンー(ーイル) ー(ーベン

チルーNー(ー(ーベンチルー(ーHーイインドー

ルー三ーカルボニル) ー(ーHーイインドール

三ーカルボキシアミド(通称名BIPICA

NA)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十六年七月一日

●東京都告示第九百六十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号) 第四条第七項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十五年東京都告示第七百三十号)の一部を平成二十六年六月十二日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

第一項中「3,567トン」を「3,606トン」に、「30億円」を「31億円」に改める。

第二項中「平成26年(平成26年7月～平成27年6月)

注1」を「平成26年(平成26年7月～平成27年6月)

27,000トン」に改め、「(注1)平成26年まさば及びごま

さはの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

第三項中「平成26年(平成26年7月～平成27年6月)

注2」を「平成26年(平成26年7月～平成27年6月)

26,950トン」に改め、「(注2)平成26年まさば及びごま

さはの数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

前までに設定する。」を削る。

●東京都告示第九百六十二号

平成二十五年東京都告示第九百四十一号(東京都道路占用規則による徴収単価)は、平成二十六年六月三十日限り廃止する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第九百六十三号

東京都道路路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号) 第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によるのが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の前日に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

平成二十六年六月三十日

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

とする。

五 昼夜連続施工の場合の掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第九百六十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十六年六月三十日

種類	名称	規模		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	大井ふ頭その二地区	三三三・二九三	二九三	大田区城南島一丁目	平成二十六年七月一日
	七〇平方メートル	九八平方メートル		同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島四丁目	
港湾施設用地	メー			同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	

規則(公)

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年6月30日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第12号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成26年東京都条例第85号)の施行期日は、平成26年7月6日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第13号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2警視庁第一方面交通機動隊の項中「晴海一丁目1番24号」を「晴海三丁目16番14号」に改める。

附則

この規則は、平成26年7月6日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ポンテポルタ千住
- 二 店舗所在地 足立区千住橋戸町一番十三ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)千住大橋ポンテグランデ TOKYO A街区商業施設計画
- 六 変更後の店舗名 ポンテポルタ千住
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社クロスカンパニーほか二
十四名
- 九 変更日 平成二十六年四月十八日
- 十 届出日 平成二十六年六月九日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 平成二十六年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東

京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 オーケー国分寺店
- 二 店舗所在地 国分寺市本多二丁目三番一号
- 三 設置者名 オーケー株式会社
- 四 設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 五 変更前の荷さばき 店舗北東側 百五十八平方メートル
- 積

六 変更後の荷さばき 店舗北東側ほか 百八十五平方メートル

七 変更前の開店時刻 午前十時

八 変更後の開店時刻 午前八時

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで

十一 変更前の駐車場の自動車の出入
口の数及び位置 二か所 店舗北東側ほか

十二 変更後の駐車場の自動車の出入
口の数及び位置 一か所 店舗北東側

十三 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後五時まで

十四 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時までほか

十五 変更日 平成二十六年六月三日ほか

十六 届出日 平成二十六年六月二日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十六年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東

京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

京都条例第十号) に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称) ドン・キホーテ後楽園ビル

二 店舗所在地 文京区本郷一丁目三十三番

三 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス

四 意見

ア 聴取者 文京区長

イ 概要 (ア) 自転車の来店者を駐輪場に誘導し、路上駐車をさせないこと。

(イ) 深夜時間帯に敷地内で滞留している青少年に対し、従業員等が適宜巡回し、帰宅を促すこと。

ウ 収受日 平成二十六年六月十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年六月三十日から同年七月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002